

石川県輪島漆芸美術館公式マスコットキャラクター「わんじま」着ぐるみ貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県輪島漆芸美術館（以下「当館」という。）公式マスコットキャラクター「わんじま」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し必要な事項を定め、当館の広報活動、知名度アップ並びに入館者増に寄与することを目的とする。

(使用申込の提出)

第2条 着ぐるみの使用を希望するもの（以下「申請者」という。）は、着ぐるみを管理する公益財団法人輪島漆芸美術館（以下「管理者」という。）に対し、あらかじめ着ぐるみ借用申請書（以下「申請書」という。）に企画書その他着ぐるみの使用用途が分かる書類を添付して申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用の3箇月前から受け付けるものとする。

(貸出し期間)

第3条 貸出しの期間は、原則として貸出日から返却日を含めて5日以内とする。ただし、管理者は貸出期間を短縮することができる。

(貸出しの承認)

第4条 管理者は、前条の申請書の提出があったときは、内容について審査し、適当と認める場合は、着ぐるみ貸出許可書（以下「許可書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、管理者は、必要な条件を付すことができる。

(貸出承認基準)

第5条 管理者は、第2条の規定による申請書の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しを承認しないものとする。

- (1) 当館の管理運営上、貸出しが困難なとき。
- (2) 当館の信用又は品位を損なったり正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (6) 営利目的の活動に使用するとき。
- (7) その他、管理者が着ぐるみの貸出しについて不適切であると認めたとき。

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申請書の記載内容以外に使用しないこと。
- (3) 借用期間を厳守すること。
- (4) 着ぐるみの輸送時には、本体・靴ともに変形させないこと。また屋根付きの車両を使用し、外から着ぐるみの存在を窺われないようにすること。
- (5) 着ぐるみを着用する者は、可能な限り身長150cmに近いものとする。
- (6) 着ぐるみの脱着は、人目にふれない場所、またはふれないように目かくしを行うこと。また脱着時の写真撮影は行わないこと。
- (7) 着ぐるみの視界が悪いので、最低1名の介添人を常時付き添わせること。
- (8) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (9) 雨天時に屋外で使用しないこと。また、本体・靴を水に濡らさないこと。
- (10) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (11) 着ぐるみを撮影した写真の使用については、管理者の許可を得ること。
- (12) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取り消し)

第8条 申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、または遵守しない恐れがあると管理者が判断したときは、管理者はその貸出承認を取り消すとともに、その申請者への貸出しは行わないものとする。

- 2 貸出承認の取り消しにより、申請者に損害が生じても、管理者は一切の責めを負わない。

(返かん)

第9条 申請者が着ぐるみを返還する際には、申請者立会いのもと管理者が指定する者が、破損または汚損の有無を確認し、破損または汚損していると認められる場合は、申請者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの借用または使用により申請者が被った被害、または申請者が第三者に与えた損害に対して、管理者は一切の責めを負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。